



環境かわら版

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyo-c/0000007029.html>

令和2年6月号（第289号）

6月は環境月間です！

わが国では6月を環境月間とし、環境問題の重要性を認識するとともに、将来に向かって、よりよい環境を創出するための努力と決意を新たにする機会としています。



あいち環境学習プラザをご利用ください (P3)



あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金の交付団体を決定しました (P6)



エコアクションを
はじめよう！つづけよう！つなげよう！

<http://aichi-eco.com>



フロン排出抑制法が改正されました



【改正の背景】

フロン類は、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となることから、大気中への放出を抑制することが必要です。このため、2001年に「フロン回収・破壊法(略称)」が制定され、業務用冷凍空調機器の整備時・廃棄時のフロン類の回収及び回収されたフロン類の破壊等が進められてきました。また、2013年にはフロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が取られるよう法改正が行われ、名称も「フロン排出抑制法(略称)」に改められました。

近年、業務用冷凍空調機器の廃棄時のフロン類の回収量は年々増加しているものの、回収率は4割程度と低迷しています。そこで、今回の法改正では、回収率の向上のため、機器廃棄時の規制が強化されました(2020年4月1日施行)。

【主な改正内容】

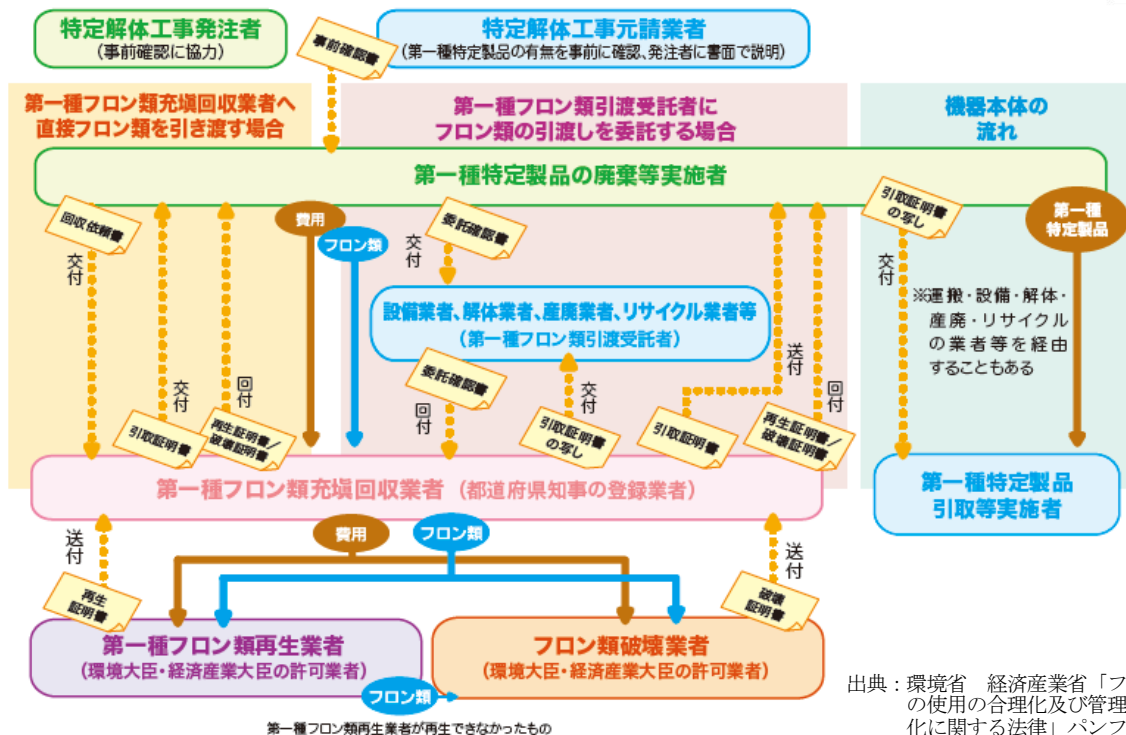
冷媒としてフロン類が使用された業務用冷凍空

調機器を使用している方は、特に次の改正内容にご留意ください。

- 機器使用者がフロン回収を行わず当該機器を廃棄する違反に対して、直接罰を導入(50万円以下の罰金)。
- 中古品としての売却を除き、機器を廃棄するために廃棄物・リサイクル業者等へ機器を引き渡す際は、フロン回収済みの証明である引取証明書の写しが必要。
- 機器の点検履歴である点検記録簿を機器廃棄後、3年間の保存が必要。
- 建物解体時、元請業者が機器の有無の確認を行う事前調査に協力するとともに、その結果を記載した事前確認書を3年間保存しておくことが必要。

フロン排出抑制法の詳細はWebページをご覧ください。

(<https://www.env.go.jp/earth/furon/>)



出典：環境省 経済産業省「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」パンフレット

機器廃棄時のフロン類及び帳票類の流れ

水大気環境課 大気規制グループ
電話 052-954-6215 (ダイヤルイン)

あいち環境学習プラザをご利用ください



2020年4月、名古屋市北区に移転オープンした愛知県の環境学習施設「あいち環境学習プラザ」は、県環境調査センター1階にあり、どなたでも自由にご覧いただける展示設備を備えています。

展示は、①インフォメーション・エリア、②「世界から学ぶ」エリア、③「愛知から学ぶ」エリア、④「日常から学ぶ」エリアの4つのエリアから構成されており、ハンズオン(体験)展示やタブレットを使用しながら楽しく環境について学ぶことができます。

さらに、学習指導要領に沿った環境学習講座も用意しており、小中学校の社会見学や子ども会の遠足などにも利用できます。

その他、親子向け環境学習講座の開催や、環境学習講師の紹介、講座のコーディネートなど、皆さんの環境学習をサポートします。

生まれ変わった「あいち環境学習プラザ」を是非ご利用ください。

1 インフォメーション・エリア



愛知県環境調査センターやあいち環境学習プラザについて紹介しているよ。

2 「世界から学ぶ」エリア



地球を悩ます環境問題。今、世界で起こっている様々な環境問題の原因と影響を考えてみよう。

3 「愛知から学ぶ」エリア



地球は地域の集合体。地球を守るためには地域の行動が大切。みんなの住んでいる愛知県の取組を学んでみよう。ここではSDGsの17のゴールも学ぶことができるよ。

4 「日常から学ぶ」エリア



日常生活でできるエコアクションはいっぱい。家で、学校で、家族と、友だちと、地球を笑顔にするための行動を始めよう。

詳細は Web ページをご覧ください。

(<http://kankyo.joho.pref.aichi.jp/plaza/>)

環境調査センター 企画情報部

あいち環境学習プラザ

電話 052-908-5150 (ダイヤルイン)



あなたの家の古くなった浄化槽は大丈夫？

～単独処理浄化槽の速やかな転換を！～



単独処理浄化槽は、し尿のみ処理し、台所や洗濯、お風呂の水は未処理のまま河川・水路等へ放流することから、川や海を汚してしまいます。

このため、平成13年4月以降は、単独処理浄化槽の新規設置が禁止されましたが、設置してから40～50年経過するものも存在しており、老朽化による破損・漏水が懸念されています。

こうした状況を踏まえ、昨年度の浄化槽法の改正では、浄化槽本体に著しい破損又は劣化箇所があり、汚水が漏水しているなど、そのまま放置すれば生活環境や公衆衛生上重大な支障が生じるおそれがあると認められる単独処理浄化槽を「**特定既存単独処理浄化槽**」と規定しました。2020年4月1日から、その浄化槽管理者は、行政から除却その他必要な措置をとるよう助言・指導・勧告又は命令を受けの場合があり、命令に違反した場合は30万円以下の罰金に処せられることがあります。

<単独処理浄化槽を使用している方へお願い>

- お住まいの地域に下水道が供用されている場合は、速やかに下水道に接続してください。
- それ以外の地域にお住まいの方は、速やかに合併処理浄化槽に転換してください。

* 合併処理浄化槽への転換に係る補助制度がありますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。



<浄化槽を使用している方へお願い>

- 浄化槽の保守点検、清掃、法定検査の受検を法で定められた頻度で実施してください。

詳細は Web ページをご覧ください。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/0000052897.html>)



水大気環境課 生活環境地盤対策室
生活環境グループ

電話 052-954-6219 (ダイヤルイン)

国道23号通行ルール（名古屋南部地域）にご協力をお願いします



名古屋南部地域の気環境は近年徐々に改善が進んでいますが、この地域を貫く国道23号では、交通量が10万台/日を超える箇所や大型車混入率が5割近い箇所もあり、他の道路沿道に比べ大気汚染物質の濃度が高くなっています。

そこで、国土交通省では、2014年9月から沿道環境の改善を図るため、関係機関（環境省、愛知県、名古屋市、愛知県警及び（一社）愛知県トラック協会）とともに、従来からの法規制を含む、沿道環境に配慮した走行ルール「国道23号通行ルール（名古屋南

部地域）」を実施しています。

実施区間では、大型車は、沿道環境に配慮するため歩道寄りに設けた「環境レーン」を避け、中央寄り車線の走行にご協力をお願いします。

国道23号通行ルール（名古屋南部地域）について

＜対象車種＞大型車（以下の例参照）

＜実施区間＞緑区大高町（名古屋南インター交差点）～海部郡飛島村（梅之郷交差点）までの国道23号・約16kmの区間

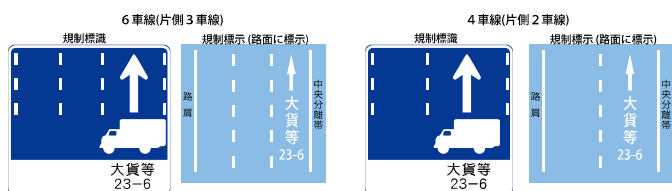
中央寄り走行をお願いする大型車の例



「国道23号通行ルール（名古屋南部地域）」の実施区間

＜法の規制を守りましょう＞

- ・道路交通法により、国道23号緑区折戸～港区十一屋間では、大型車は夜間（23時～翌朝6時）最も中央寄りの通行帯を通行しなくてはなりません。



（規制標識・規制表示）

- ・道路運送車両の保安基準等に定める、黒煙を多量に発散する整備不良車、不正燃料使用車、過積載車両、許可のない特殊車両は公道を通行できません。

＜沿道環境に配慮した走行のお願い＞

- ・実施区間では、すべての時間帯で大型車は中央寄りを走行（沿道の騒音や大気汚染が低減されます。）
- ・「ふんわりアクセルでゆっくり発進」などのエコドライブの実施（排出ガスを抑え、燃料の消費も節約できます。）
- ・自動車NOx・PM法車種規制非適合車を使用しない（「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」に基づく不使用についてご理解をお願いします。）

地球温暖化対策課 自動車環境グループ
電話 052-954-6217（ダイヤルイン）
建設局 道路建設課 企画・環境対策グループ
電話 052-954-6541（ダイヤルイン）

中小事業者向けの無料省エネ相談を実施しています



愛知県では、温暖化対策や省エネ対策に取り組む機会や資金、ノウハウが少ない中小事業者を対象に、専門家による無料の省エネ相談を実施しています。

相談者の経営状況等に応じて、無理なく取り組める設備の運用改善から、省エネ設備の導入などの一歩踏み込んだ内容まで、総合的なアドバイスを行っています。

1 省エネ相談の特徴

① 電話、窓口、訪問による総合的な相談体制

常設の電話相談窓口を設置するとともに、サテライト窓口として市町村役場や商工会議所、信用金庫などにも臨時の相談コーナーを設け、相談者が気軽に相談できる体制を整えています。

② 要望に応じた相談対応

設備の運用改善による経費を要しない省エネから高効率な機器や設備の導入・転換まで相談内

容に応じたアドバイスを行います。また、省エネ補助金制度の紹介及び制度利用にあたってのアドバイスも行います。

③ 相談後のフォローアップ

取組実施による省エネ効果の把握や更なるアドバイスの実施により、相談者の自立的な省エネ活動を後押しします。

2 受付日時

月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
9:15～17:30（12:00～13:00を除く）

3 受付・問合せ先

（一財）省エネルギーセンター東海支部
電話：052-232-2216

地球温暖化対策課 温暖化対策グループ
電話 052-954-6242（ダイヤルイン）

愛知県推薦の団体が令和2年度「みどりの日」 自然環境功労者環境大臣表彰を受賞しました



環境省では、自然環境の保全に関する顕著な功績に対して、これをたたえるとともに、自然環境の保全について国民の認識を深めることを目的として、毎年「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰を実施しています。

令和2年度「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰では、愛知県が推薦した豊田市内で活動する「矢並湿地保存会」が保全活動部門において、一宮市内で活動する「一宮平成ホテルの会」がいきもの環境づくり・みどり部門において表彰されました。

矢並湿地保存会は、希少種が生息可能な環境づくりと外来植物の駆除による生態系の保全に尽力するとともに、小学生を対象としたガイドの実施や企業と協働で保全活動を実施する等、情報発信にも貢献しました。

一宮平成ホテルの会は、20年にわたりホテルの飼育をはじめ、地域のネットワークづくり、環境教育の指導・支援を行うとともに、ホテル観賞会の開催や清掃活動等、環境保全に関する取組にも貢献しました。

○ 受賞団体

団体名	活動地域	表彰部門
矢並湿地保存会	豊田市	保全活動部門
一宮平成ホテルの会	一宮市	いきもの環境づくり・みどり部門

自然環境課 調整・施設・自然公園グループ
電話 052-954-6227（ダイヤルイン）

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金の 交付団体を決定しました



愛知県では、2009年度から「あいち森と緑づくり税」を活用して、NPO・ボランティア団体や市町村などが行う自発的な森と緑の保全活動や環境学習事業に対し、「あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金」による支援を行っています。

2020年度の交付対象事業の募集は、2020年2月17日から3月16日まで行い、109団体から111事業の企画提案がありました。その中から、自然観察会等を通して森林の大切さを学ぶ事業、水と緑の恵みを体感し学習する活動、緑のカーテンづくりなど、102団体の104事業を交付対象事業として決定しました。

今年度の交付対象事業分を含め、これまでの12年間で延べ1,139事業が交付対象事業となり、県内全域にわたり、多くの県民の皆さんが、里山での環境学習活動などの様々な森と緑づくりの活動に参加されています。

詳細はWebページをご覧ください。

([https://www.pref.aichi.jp/](https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/r2morikoufu.html)

[soshiki/kankyokatsudo/r2morikoufu.html](https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/r2morikoufu.html))



里山での環境学習活動の様子

環境活動推進課 調整・環境配慮行動グループ
電話 052-954-6241 (ダイヤルイン)



あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業 交付金の交付団体を決定しました



愛知県では、生き物の生息生育空間をつなぐ「生態系ネットワーク※」の形成を促進するため、「あいち森と緑づくり税」を活用して、県民、事業者、NPO、行政等の地域の様々な立場の人々が協働して行うビオトープ創出事業等を支援しています。

この度、2020年度の交付対象に右の団体を決定しました。

当交付金を活用して、企業緑地を活用したビオトープの整備、スギ・ヒノキの皆伐跡地における広葉樹植栽などの事業が県内の5地域（知多半島、(名古屋) 東部丘陵、西三河、尾張北部、新城設楽）で実施されます。

※生態系ネットワーク

開発などで分断・孤立した、生き物の生息生育空間を緑地や水辺などでつないで、地域本来の自然環境を保全・再生するもの。

○ 交付団体一覧

交付団体	事業の名称
知多半島生態系ネットワーク協議会	知多半島における生態系ネットワーク形成
東部丘陵生態系ネットワーク協議会	蝶が飛び交うファクトリー「守山の柱」における絶滅危惧種の保護
西三河生態系ネットワーク協議会	西三河地域における生態系ネットワーク形成
尾張北部生態系ネットワーク協議会	尾張北部における「うら山生態系」モニタリングネットワークの形成
新城設楽生態系ネットワーク協議会	健全な森林生態系の保全・創出事業

採択事業の概要などの詳細はWebページをご覧ください。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shizen/2020network.html>)



自然環境課 国際連携・生態系グループ
電話 052-954-6229 (ダイヤルイン)

1 6月の天気の特徴

6月は梅雨入りの時期です。名古屋地方気象台が発表している暖候期予報によると、今年の梅雨の降水量はほぼ平年並みとなっています。

一般的に、梅雨入りすると雨の日が増え、太平洋高気圧の勢力が徐々に強まり梅雨明けを迎えると、この高気圧の影響で湿度が高く暑さの厳しい日が増えるようになります。名古屋地方気象台の観測データによると、6月から9月にかけて、湿度の平年値は70%を超えています。湿度が高いと汗が蒸発しづらく身体に熱が溜まりやすくなり、熱中症を引き起こす可能性が高くなるため注意が必要です。

2 ヒトスジシマカの生息域の変化

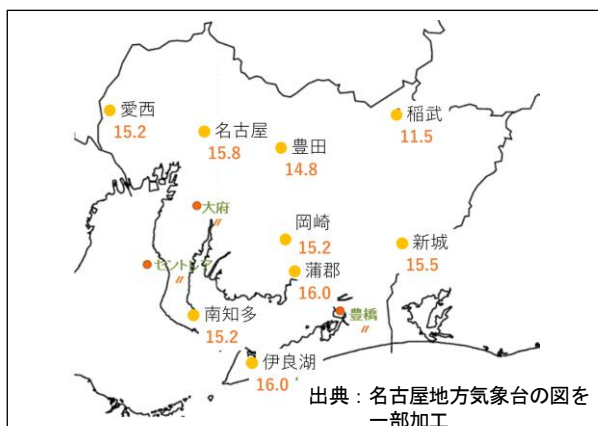
日本における代表的な蚊の一種に、白と黒の斑模様を持つヒトスジシマカ(ヤブ蚊)がいます。



ヒトスジシマカ

暖かくなると活動を始め、5月中旬頃から10月下旬頃まで活動します。

ヒトスジシマカは年平均気温11℃以上の地域に定着するといわれています。県内の年平均気温は多くの地点で15℃前後であり、観測地点中最も低い稲武でも11.5℃となっています。

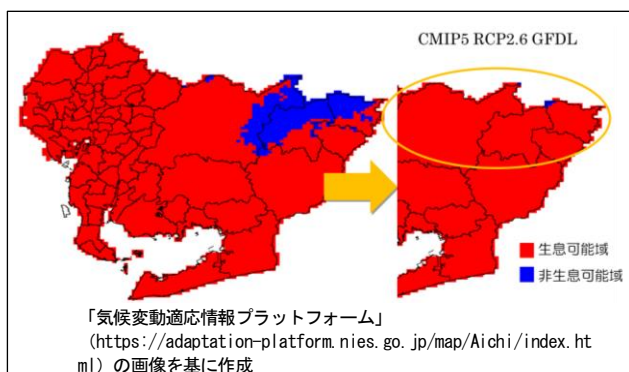


アメダスの年平均気温の平年値 (1981~2010年)

標準的な大気の場合、気温は高度が100m高くなると、およそ0.6℃の割合で低くなります。稲武の観測地点の標高(約500m)から推測すると、標高600mあたりが年平均気温11℃の境界になるので、県内の

山地の一部ではヒトスジシマカの定着がしにくい環境が存在することになります。

しかし、今後、気候変動の影響により気温が上昇すると、このような山地にもヒトスジシマカが定着する可能性があります。温室効果ガスの排出量が最も抑制された場合の国の将来予測でも、今世紀末頃には県内の山地を含めたほとんどの地域でヒトスジシマカが生息可能になる結果となっています。また、既に定着している場所では、気候変動により気温や降水量、またそのパターンが変化することで、発生時期の長期化や個体数増加が懸念されます。



ヒトスジシマカの生息域分布の将来予測 (1980~2000年 → 2080~2100年)

3 ヒトスジシマカに対する適応策

ヒトスジシマカはデング熱などの感染症を媒介します。生息域の拡大や個体数の増加は、将来感染症が発生した場合に流行するリスクを高める可能性があります。

県民の皆さんができる適応策としては、ヒトスジシマカに刺されないようにするほか、その発生を減らす対策が重要です。

ヒトスジシマカの幼虫は比較的きれいな小さい水たまりを好みます。例えば、屋外に置いてあるおもちゃや植木鉢の皿、ビニールシートに溜まった雨水等でも発生しますので、必要のない小さな水たまりを作らないようにしましょう。

また、成虫は草陰などに潜むので、草刈りや樹木の剪定を行い、そのような場所を減らしましょう。

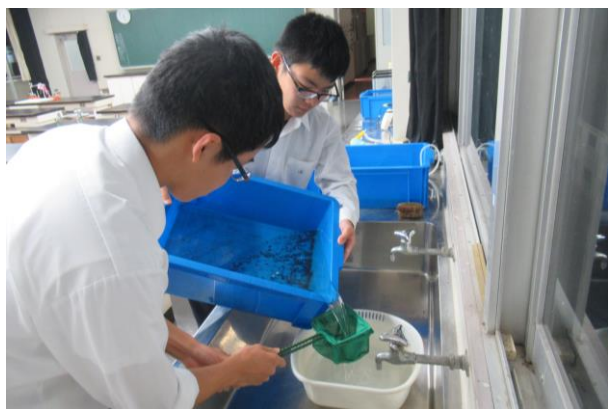
環境調査センター 企画情報部
愛知県気候変動適応センター
電話 052-910-5489 (ダイヤルイン)



高校生が専門家等の支援を受けながら、地域の環境問題について調査・研究を行い、その結果を基に環境学習教材を作成する「あいちの未来クリエイト部」の活動が2017年度から行われています。今号から3回にわたり、昨年度参加した3グループが作成した教材を紹介します。

初回となる今回は、「愛知県立阿久比高等学校 理科部」の皆さんが作成した教材を取り上げます。

愛知県立阿久比高等学校 理科部の皆さんは地域の人々にホテルに興味を持ってもらうことで、その保護を促したいと考え、高校周辺の水質検査、阿久比町役場からの聞き取り、校内でのホテル養殖といった調査・研究活動を行いました。その結果、ホテルは非常にデリケートであること、阿久比町の人々のホテル保護への興味が薄れていること、阿久比町の環境が変化し、ホテルが住みにくくなってしまったことがわかりました。



ホテルの養殖で水を替えている様子



ホテル人生ゲーム

調査結果を生かして作成した「ホテル人生ゲーム」はヘイケホテルの卵からはじまり、より多くのホテルを成虫まで育てることを目指すボードゲームです。「知識カード」を引くマスでホテルに関する知識を獲得したり、「ゴミで水質が汚くなる」・「アメリカザリガニに食べられる」等のマスでホテルの数を減らしてしまう要因に出会ったりして、ホテルの数を競い合っているうちに、ホテルの生態や生息環境、ホテルが住める環境を守るにはどうしたらいいのかを学ぶことができます。

あいちの未来クリエイト部では他にも様々な教材が作成され、全て貸出しを行っていますので、是非ご利用ください。教材や貸出方法の詳細はWebページをご覧ください。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/program.html>)



環境活動推進課 環境学習グループ
電話 052-954-6208 (ダイヤルイン)

愛知県環境情報紙「環境かわら版」
令和2年6月1日発行(第289号)
編集・発行 愛知県環境調査センター
企画情報部
〒462-0032 名古屋市北区辻町字流7-6
電話 052-908-5112(ダイヤルイン)

編集後記

環境に関する記念日や月間はいくつかありますが、6月5日の「環境の日」は、国連人間環境会議の開催を記念して、環境基本法で定められた日です。また、国連「世界環境デー」の日でもあり、世界中が環境保全について重要性を確認し、行動する日です。当時のキャッチフレーズ Only One Earth (かけがえのない地球) をテーマに自分、家族、地域、社会でできることを一考するのはいかがでしょうか。(企画・編集チーム)

※ この環境かわら版は、環境局Webページ「あいちの環境」<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/>でも発信しており、今月号及びバックナンバーをカラーでご覧いただけます。ページは右のQRコードからアクセスできます。

この記事は広報紙等へ再掲していただきますようお願いします。

